議題（１）

移動制約者の状況と福祉有償運送の現状について

【道路運送法（抜粋）】 ◎第７９条（登録） 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。 ◎第７９条の６（有効期間更新の登録） 第７９条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

上記「道路運送法第７９条」に規定する登録及び「道路運送法第７９条の６」に規定する有効期間更新の登録を受けるにあたり、公共の福祉を確保するために福祉有償運送の必要性があるか協議するため、印西市の移動制約者の状況、福祉車両の運行状況などの現状について御報告します。

１．印西市における移動制約者の状況について

福祉有償運送の対象者となる移動制約者は、要支援、要介護認定を受けている人、身体に障がいのある人で、介助なしでは移動できない人、車椅子を利用している人、移動に身体的苦痛を伴うなどの制約を受ける人、その他肢体不自由・内部障がい（人工透析を受けている場合を含む）・知的障がい・精神障がいなどにより単独での移動が困難で、介助なしでは公共交通機関の利用が困難な人となります。

【要介護（要支援）認定者数】　　　　　　　　令和７年１１月３０日時点

区　分	認　定　者　数		
	第１号被保険者	第２号被保険者	合計
要支援１	５２１人	１１人	５３２人
要支援２	４７２人	１５人	４８７人
要介護１	８６７人	２１人	８８８人
要介護２	６７４人	１７人	６９１人
要介護３	４４８人	２１人	４６９人
要介護４	４６３人	９人	４７２人
要介護５	３１２人	１６人	３２８人
合　計	３、７５７人	１１０人	３，８６７人

令和７年１１月３０日現在、要介護（要支援）認定者数は３，８６７人です。

【身体障害者手帳所持者数】　　　　　　令和７年１１月３０日現在

障　　害　　名	所持者数	合　　計
視　　覚　　障　　害	１４０人	２，５５５人
聴覚・平衡機能障害	２４６人	
音声・言語・そしゃく機能障害	６７人	
肢体不自由・運動機能	１，２１２人	
内　　部　　障　　害	８９０人	

令和７年１１月３０日末現在、身体障害者手帳所持者数は２，５５５人です。
内訳として、移動制約者となる視覚障害、聴覚・平衡機能障害者数は３８６人、音声・言語・そしゃく機能障害者数は６７人、肢体不自由・運動機能障害者数は１，２１２人、内部障害者数は８９０人です。

視覚・聴覚・平衡機能に障がいのある人は見守りや介助など、乗降時に安全への配慮が必要です。肢体不自由の障がいのある人には車椅子のままで利用が可能な、リフトやスロープなどの設備が整った福祉車両が必要です。

【療育手帳所持者数】　　　　　　　　令和７年１１月３０日現在

判　定	所持者数	合　　計
Ⓐ・Ａ（重度）	３０１人	８２８人
Ｂ（中度・軽度）	５２７人	

療育手帳所持者数は重度、その他を併せて８２８人です。

知的障害の程度によっては、交通法規や安全の確保などに関し、適正な判断をすることが難しい人もいるため、配慮が必要です。

また、いつもと違う人や場所など環境の変化でパニックを起こす人もいます。次の行動の見通しが立てられるように、パターン化された方法で乗降したり、互いに慣れた運転手、介助者のもとであれば、精神的に安定して利用することができる場合があります。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】　　令和７年１１月３０日現在

等　　級	所持者数	合　　計
１級	８９人	１、０９１人
２級	５８４人	
３級	４１８人	

精神障害者保健福祉手帳所持者数は１，０９１人です。

精神に障がいのある人も環境の変化への順応や人とのやりとりが不得手な人が多いため、見守りや声かけなどの配慮が必要です。

２．印西市における公共交通機関の状況について

印西市の地域公共交通は、鉄道・バス・タクシーで構成され、鉄道は、市の中央部を北総線・成田スカイアクセスが、市の北部を JR 成田線が、それぞれ東西に走り、東京都心や羽田空港・成田国際空港などに連絡し、広域的なアクセス機能を果たしています。また、バス交通は、主となる民間路線バスと印西市のふれあいバスが、合計１９路線運行されています。

【路線バス】

路線バスは、主に鉄道駅を起点に、駅間や駅と周辺住宅地を連絡するように、路線が設定されています。この内、主に市街化区域外の公共交通不便地域における移動手段を確保するため、市が補助金を支出して運行している路線が４路線（⑩～⑬）あります。

①神崎線、②高花線、③西の原線、④北口循環線、⑤滝野循環線、⑥西の原外循環線、⑦北総循環線、⑧順大線、⑨鹿黒循環線、⑩六合路線、⑪小林線、⑫宗像路線、⑬印旛学園線

【ふれあいバス】

市内の公共施設等への移動手段を確保し、利便及び福祉の向上を図るため、以下の６ルート（１日）を運行しています。※令和８年２月１日にふれあいバス再編し、６ルート５８便から７ルート７４便で運行します。

路線名	経　路
東ルート	市役所を起終点に、平岡地区、本埜支所、小林地区などを循環
中ルート	市役所を起終点に、別所地区、印西牧の原駅南口、高花地区などを循環
西ルート	市役所を起終点に、木刈地区、千葉ニュータウン中央駅北口などを循環
南ルート	印西牧の原駅南口を起終点に、千葉ニュータウン中央駅北口、船穂地区などを循環
布佐ルート	市役所を起点に、布佐駅東口などを経て、千葉ニュータウン中央駅北口間を往復
印旛・本埜支所ルート	印旛支所を起終点に、本埜支所、印西牧の原駅南口などを循環

【高齢者ふれあいバス等無料乗車カード（フレアイカ）】

市内に住民登録のある７０歳以上のフレアイカをお持ちの方は、ふれあいバスの各路線、六合路線、宗像路線及び印旛学園線を無料で乗車することができます。令和７年６月より、六合路線、宗像路線及び印旛学園線もフレアイカの対象となりました。※障害者手帳保持者の方も、ふれあいバスを無料で乗車でき、路線バスについては、障害者割引がございます。

年度	延べ利用者数
令和６年度	１１１，９３５人
令和７年度	９１，９６７人

※令和７年度は１１月末時点の実績

【タクシー利用助成事業】

交通不便地域の解消策として、令和５年１１月１日から令和７年３月３１日まで本埜地区を対象にタクシー利用助成事業の実証実験を行いました。

令和７年６月１日から令和１０年３月３１日までを期間として、対象区域を市内市街化調整区域の全域に拡大し実証実験を行っています。

３．福祉車両の運行状況

（１）福祉カーの貸付

市内に居住する、車いすでの移動が必要な高齢者又は障がいのある人の介助をされる方を対象に、社会参加の促進を図るため、車いす対応車両を無料で貸し出しています。

年　度	延べ利用件数	利用目的
令和６年度	１１件	主に通院、転院
令和７年度	２８件	

※令和７年度は１１月末時点の実績

※車両入れ替えのため、令和６年１０月から令和７年２月の間は貸付停止

（２）外出支援サービス

市内に居住し住所を有する介助なしでは公共交通機関（電車・バス・タクシー）を利用することが困難な方に移送サービスを行っており、印西市社会福祉協議会に業務委託をしています。

年度	延べ利用者数	延べ移送回数
令和６年度	２５１人	４１５回
令和７年度	１２７人	２０６回

※令和７年度は１１月末時点の実績

（３）福祉タクシー事業

市内に居住する要介護認定で１～５のいずれかに認定された高齢者や重度の心身に障がいのある人の外出支援のため、タクシーの乗車料金を一部助成することにより、社会参加の範囲を広め、福祉の増進を図ることを目的として実施しています。なお、平成３０年度より要介護認定で１・２に認定された高齢者についても助成対象として拡充を図っております。

年　度	延 べ 利 用 回 数	
	高齢者	障がい者
令和６年度	３，８３８回	３，８９３回
令和７年度	３，１６３回	２，６３８回

※令和７年度は１１月末時点の実績